

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限に係る処分量定基準等に関する規程

平成18年5月26日
福井県公安委員会規程第8号

改正

平成28年3月25日公安委員会規程第12号 平成29年2月14日公安委員会規程第1号

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限に係る処分量定基準等に関する規程を次のように定める。

(目的)

第1条 この規程は、福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条の2第2項の規定に基づく車両の使用制限を行う場合における処分の量定に関する基準等を定めることを目的とする。

(処分の基準)

第2条 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の8に規定する車両の使用制限命令の処分基準に該当することとなった車両の使用者（以下「使用者」という。）に対する使用制限命令の処分期間の量定は、当該使用者の前歴の回数、基準日（公安委員会が車両の使用者に対し放置違反金納付命令をした場合において、当該放置違反金納付命令に係る標章が取り付けられた日をいう。以下同じ。）前6月以内に受けた当該車両を原因とする放置違反金納付命令の回数及び車両の種類に応じ、次表に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、令第26条の8に定める期間の範囲内で、次条から第5条までに定めるところにより、当該処分を加重、軽減又は免除することができる。

前歴の回数・納付命令の回数 車両の種類	前歴なし			前歴1回			前歴2回以上
	3回	4回	5回以上	2回	3回	4回以上	1回以上
大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車又は重被けん引車	30日	40日	50日	60日	70日	80日	3月
普通自動車	20日	30日	40日	40日	50日	2月	2月
大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車又は原動機付自転車	10日	15日	20日	20日	25日	1月	1月

(処分の加重)

第3条 使用者が下命・容認若しくはこれに準ずる行為又は放置駐車違反を誘発するような行為をしたと認められる場合は、その悪性に照らして、相当な範囲で、処分期間を加重することができる。

(処分の軽減)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合で、使用者の運行管理の改善が期待できるときは、その処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を軽減することができる。

- (1) 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合
- (2) 前歴及び免除歴（基準日前1年以内に、その基準本拠を使用の本拠とする車両について、法第75条の2第2項の規定による使用制限命令の基準に達したにもかかわらず、次条の適用により処分を免除されたことをいう。以下同じ。）がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため事業活動等に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合
- (3) その他情状酌量すべき事情がある場合

(処分の免除)

第5条 次の各号に掲げるいずれの事情にも該当する場合は、その処分を免除することができる。

- (1) 前歴及び免除歴がない場合
- (2) 基準日前6月以内に受けた放置違反金納付命令の回数が3回で、かつ、処分を決定しようとする時点において、全ての放置違反金納付命令について、放置違反金の滞納がない場合
- (3) 使用者が具体的な再発防止策を提示している等、放置駐車違反を防止するための運行管理の顕著な改善が十分に期待できる場合

(処分の留意事項)

第6条 処分の加重、軽減を行う場合には、被処分者に車両を使用させることの危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で行われなければならない。

2 処分の免除をする場合には、特に慎重に行うこととし、同一条件にある者に対して不公平な取扱いとならないように配慮しなければならない。

(車両の使用制限書)

第7条 法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令は、車両の使用制限書（別記様式）を交付して行うものとする。

附 則

この規程は、平成18年6月 1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日福井県公安委員会規程第12号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月14日福井県公安委員会規程第1号）

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

別記様式省略